建築計画の事前相談に関する注意事項

～ 適正かつ迅速な回答のため、相談前に必ずご確認ください ～

1. 手続上のルール

※1 相談票および相談資料は、電子メールで送付するか、窓口へ直接ご提出ください。

※2 相談内容を確認できる図面および法令の解釈に関する根拠資料を、必ず添付してください。

※3 建築確認申請前の相談は、原則として、申請を予定している指定確認検査機関へご相談ください。

※4 回答は、提出された資料に基づいて行います。回答の準備が整い次第、担当者から電話でご連絡します。

※5 回答には、相談資料の受領後、**通常2週間程度**を要します。時間に余裕をもってご相談ください。

※6 記載内容または添付資料に不足・不備がある場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。その場合、回答までに通常より日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

【重要：※7】次のいずれかに該当する場合、過去の回答内容は無効となります
① 法令等の改正・廃止　② 技術的助言の変更　③ 回答日から1年経過

2. 質問事項に関する留意点

(1) 質問事項はあらかじめ整理しておくこと
効率的な協議のため、相談内容を十分に整理したうえで相談票を作成してください。

(2) 具体的かつ明確なものにする（漠然とした質問には回答できません）
関連する条文、計画内容、および**「相談者の見解と根拠」**を併記してください。

【回答できる質問の例】

○ **具体的な条文照会**
「建築基準法第X条第Y項の規定に抵触しないか、ご教示ください。」

○ **数値・告示の該当性**
「本計画は、告示第N号に定める基準に該当すると考えますが、緩和規定の適用対象となるか、ご教示ください。」

○ **見解の確認**
「添付資料Pページの記載に基づき、本計画は除外規定に該当すると考えますが、この理解で相違ないかご教示ください。」

※図面には、相談箇所や寸法、関連する法令・規定などを具体的に明示してください。相談内容が明確になり、回答しやすくなります。

【回答できない質問の例】

× 計画そのものへの質問
「この場所に家を建てられますか？」
「何に気を付ければよいですか？」

× 確認・判断の丸投げ
「この図面で問題ありませんか（建築確認が下りますか）？」
「防火地域内で適用される制限を教えてください。」

× 調査不足・根拠なし
「この敷地は道路に接していますか？」
「最も費用を抑えられる方法を教えてください。」
「（調査不足の状態で）何を調べればいいか教えてください。」

※建築計画には複数の法令や規定が関係する場合があります。事前に必要な調査を行い、確認したい法令・規定と質問事項を具体的に整理したうえでご相談ください。

沖縄市 建築指導課 指導担当
電話：098-934-3846（直通） ／ 受付：平日 8:30 ～ 17:15